3　特定新規設立法人の納税義務の免除の特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、新規設立法人が他の者により支配される場合における他の者及び当該他の者と特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の基準期間に相当する期間における総収入金額が五〇億円を超える場合における当該新規設立法人を加えることとした。（消費税法第一二条の三関係）

4　事業者が、金地金等の仕入れ等を行った場合において、その課税期間中の当該金地金等の仕入れ等の金額の合計額が高額である一定の場合に該当するときは、当該課税期間の翌課税期間から当該課税期間の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用できないこととした。（消費税法第一二条の四及び第三七条関係）

5　公益信託について、次の整備を行うこととした。

㈠　公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして消費税法の規定を適用する。（消費税法第一四条、第一五条及び旧消費税法附則第一九条の二関係）

㈡　新公益信託に係る受託事業者は、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整措置の対象とする。（消費税法第六〇条関係）

6　消費税のプラットフォーム課税制度を次のとおり創設することとした。（消費税法第一五条の二関係）

㈠　国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について㈡の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して収受するものである場合には、特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなす。

㈡　国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が五〇億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定するものとする。

㈢　㈡の指定を受けるべき者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、一定の事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

㈣　国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対してその旨を通知するとともに、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等について速やかに公表しなければならないこととし、当該通知を受けた特定プラットフォーム事業者は、㈠の適用対象となる国外事業者に対して、㈠が適用されることとなる旨及びその年月日を通知するものとする。

㈤　特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に㈠の対象となる金額等を記載した明細書を添付しなければならない。

7　事業者が行った課税仕入れに係る資産が外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）により消費税が免除された物品に係るものである場合（当該事業者が、当該消費税が免除されたものであることを知っていた場合に限る。）には、仕入税額控除制度を適用できないこととした。（消費税法第三〇条関係）

8　その課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度を適用できないこととした。（消費税法第三七条関係）

9　特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、消費税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めることができることとした。（消費税法第五一条関係）

10　偽りその他不正の行為により消費税の還付を受けた者に対する罰則の適用対象に、更正の請求に基づく更正による還付を受けた者を加えることとした。（消費税法第六四条関係）

11　脱炭素成長型経済構造移行推進機構を消費税法別表第三法人に加えることとした。（消費税法別表第三関係）

六　酒税法の一部改正関係

特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、酒税の保全のため必要があると認められる場合にのみ提供を求めることができることとした。（酒税法第三〇条の六関係）

七　たばこ税法の一部改正関係

特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、たばこ税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めることができることとした。（たばこ税法第二二条関係）

八　揮発油税法の一部改正関係

特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、揮発油税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めることができることとした。（揮発油税法第一三条関係）

九　石油石炭税法の一部改正関係

特例輸入者による特例申告の納期限の延長において必須とされている担保について、石油石炭税の保全のために必要があると認められる場合にのみ提供を求めることができることとした。（石油石炭税法第一八条関係）

一〇　印紙税法の一部改正関係

1　公益信託に関する法律に規定する公益信託の信託行為に関する契約書（同法の規定による一定の行政庁の認可を受けた後に作成されるものに限る。）には、印紙税を課さないこととした。（印紙税法別表第一関係）

2　非課税文書の表について、次の見直しを行うこととした。（印紙税法別表第三関係）

㈠　非課税文書の表から、国立研究開発法人情報通信研究機構が作成する国立研究開発法人情報通信研究機構法第一四条第一項第一号から第八号までの業務及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法第六条第一項第一号の業務に関する文書を除外する。

㈡　脱炭素成長型経済構造移行推進機構が作成する脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第五四条第一項各号に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

㈢　都市緑化支援機構が作成する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第一四条第一項第一号に掲げる業務として行う同法第一三条第一項に規定する対象土地の買入れ等に係る不動産譲渡契約書を非課税文書の範囲に加える。

㈣　社会保険診療報酬支払基金が作成する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三六条の二五第一項各号に掲げる業務に関する文書を非課税文書の範囲に加える。

一一　国税通則法の一部改正関係

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加えることとした。（国税通則法第六八条関係）